

研究報告要旨

戦前・戦後期の都市計画制度の形成過程における市街地像および住環境ビジョンに関する研究

代表 鈴木伸治（関東学院大学 工学部 社会環境システム学科 助教授）

委員 岡辺重雄（㈱創造都市研究所 代表取締役）

委員 中島直人（東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 助手）

本研究は戦前期から、戦後期の都市計画制度の変遷、立案過程等について着目し、これらの過程において、市街地像および住環境ビジョンがどのように設定されていたかという点について考察を行ったものである。

第1章では、明治期の諸建築法令案において、第2章では大正8年の旧都市計画法および市街地建築物法における市街地像および、住環境ビジョンについての考察を行った。ここでは、明治期の諸法令案の中には明確な住環境にかんするビジョンは無いこと、また土地利用のコントロールのためのゾーニング的な発想は無く、旧法、市街地建築物法の検討のなかで、欧米諸都市を参考にしながら地域制が採用されていったこと、また、明確な住環境に関するビジョンというよりも、工場等の用途の制限が第一義的な目標であったことを検証した。第3章では戦後の建築法草案やその後の建築基準法制定、流産に終わった旧都市計画法改正の議論の中で、住環境に関して、どのような検討がなされていたかについて検証したが、当時の専門家の間では、用途地域の細分化、用途の純化を目的としたゾーニングなどの検討が為されていたことが明らかになった。都市計画法改正を前提として都市計画関連の条文改正は見送って制定された建築基準法に対して、都市計画法改正が見送られたため、結果として昭和20年代の都市計画法制は見直されることなく、昭和30年代の高度成長期に突入することになったのである。

第4章では1968年の新都市計画法とそれに対する自治体の対応ということで横浜市における都市計画の立案過程について検証した。ここでは、当時の横浜市では新都市計画法および、それと連動した建築基準法改正による都市計画法制の刷新も、良好な住環境を創造するためには限界があるとの認識があり、そのため、高度地区、用途別容積制など独自の土地利用方式を取らざるを得なかった点について検証した。